

序章 計画の目的と期間

1. 計画の背景と目的

本市においては、現時点で人口増加が続いており、多数の住宅整備等が進められています。しかし、全国的には、少子・高齢化の急速な進展と人口減少、居住ニーズや家族形態の多様化が進んでいます。そのため、これまで住宅政策からニーズに即した新たな視点による施策展開が必要となっています。

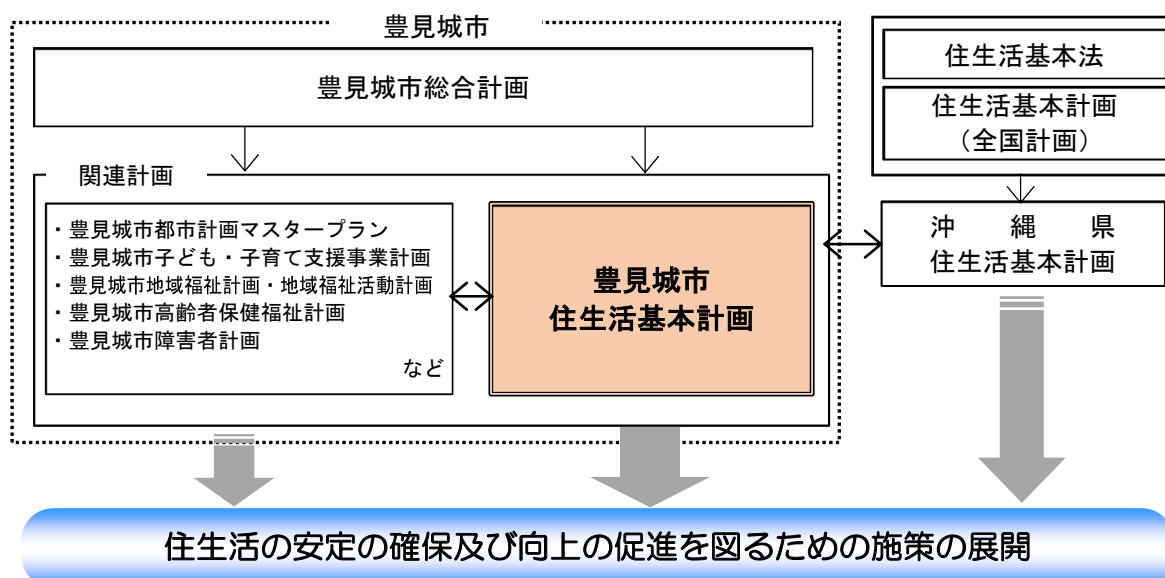
平成 18 年に制定された『住生活基本法』は、「良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、民間活力や既存ストックの活用と消費者利益保護、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住安定の確保」を基本理念としており、それに基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に定められた「住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月閣議決定）」及び沖縄県住生活基本計画（平成 28 年度策定）が策定されました。

本市においても、少子高齢化や今後到来する人口減少社会、新たな住宅施策の方向性等を考慮するとともに、特性や住宅事情等を踏まえ、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策展開を推進することを目的とし「豊見城市住生活基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、平成 14 年度策定した「豊見城市住宅マスタープラン」を見直し、住生活基本法に基づき、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方向を定めたものであり、「豊見城市総合計画」をはじめとする関連計画の連携・整合を図りながら、本市の住宅政策を総合的に推進するための計画です。

図 計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画の期間は、中長期的な政策の展開を視野に入れ、2019(令和元)年度から2028(令和10)年度までの10年間の計画とします。

なお、社会情勢の変化や関連計画の更新、事業の進捗状況に伴い、概ね5年ごとに見直しを行うものとします。

4. 計画の構成

構成	主な内容
第1章 関係法令及び上位関連計画の把握	住生活基本法をはじめとする関係法令の整理、住生活基本計画(全国計画)や沖縄県住生活基本計画及び本市の上位関連計画を整理しています。
第2章 住宅事情等現況の把握分析	本市の住宅事情や人口、世帯数、世帯構成等について統計調査等を用い把握、分析しています。また、市改良住宅や県営住宅等の状況も整理しています。
第3章 市民意向把握	平成30年10月に実施した「住生活に関する市民アンケート調査」の集計、分析を行っています。
第4章 本市の住宅施策の実績評価	住宅マスタープラン(平成14年度策定)における施策に関して関係各課ヒアリング等を実施し、実績評価を行っています。
第5章 住宅施策の課題の抽出	「居住者の視点」「住宅ストックの視点」「住宅を取り巻く環境の視点」という3つの視点から本市の住宅施策の課題を整理しています。
第6章 基本理念、基本方針の設定	住宅施策の課題を解消し、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、本市の住宅政策の理念及び3つの基本方針を設定しています。
第7章 各種住宅施策の実施方針及び目標値の設定	基本理念及び基本方針を達成するために必要な具体的な施策展開の方向性を示しています。特に重要な施策においては、その目標値を設定しています。
第8章 市営住宅等の供給目標量	国マニュアルに基づき推計した将来の住宅要配慮世帯数に対して、市営住宅の供給を検討する目標量を設定しています。
第9章 計画の実現に向けて	本計画で位置づけた各種施策の着実な推進を図るための方策や体制等を定めています。